



2023年5月30日

各 位

会 社 名 : フロイント産業株式会社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 伏 島 巖
(コード番号:6312 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長 若 井 正 雄
電 話 : (03) 6890-0750 (代表)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|------------------|------------------|
| (1) 払込期日 | 2023年8月25日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 145,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき664円 |
| (4) 処分総額 | 96,280,000円 |
| (5) 割当予定先 | 従業員242名 145,000株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員を対象とする新たな制度として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

そこで今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員242名（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象従業員の役位、職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計96,280,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式145,000株を処分することを決議いたしました。

<対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2023年8月25日（払込期日）から2026年6月10日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の管理職従業員又は一般従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の管理職従業員及び一般社員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、当該事業年度経過後三月を経過した日）をもって、払込期日を含む月から当該喪失の日を含む月までの月数を35で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の管理職従業員及び一般従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点（ただし、払込期日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、当該事業年度経過後三月を経過した日）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を35で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2024年5月31日以前の日であるときは、本割当株式の全部を、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2023年5月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である664円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上